



燕市監委告示第 1 号

平成28年12月6日付け燕市監委告示第12号で公表した公の施設の指定管理者監査の結果において、燕市教育委員会教育長から措置を講じた旨の報告があったので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり公表する。

なお、丸山吉朗監査委員は就任前のため本監査には関与しておらず、中山眞二前監査委員が監査を執行した。

平成29年 1 月 2 5 日

燕市監査委員	五十嵐 昭 五
同	大久保 重 孝
同	丸 山 吉 朗

措置状況報告書

- 1 監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査
- 2 監 査 対 象 株式会社 図書館流通センター（担当課：社会教育課）
- 3 指定管理施設 燕市立図書館・燕市立吉田図書館・燕市立分水図書館
- 4 監 査 期 間 平成 28 年 10 月 6 日（木）～12 月 1 日（木）

 ※11 月 10 日（木）ヒアリング実施
- 5 監 査 の 範 囲 平成 27 年度に指定管理者が行った「燕市立図書館・燕市立吉田図書館・燕市立分水図書館」の指定管理業務に係る出納・その他の事務の執行状況

監査の結果（意見・指摘等）	措置（改善）内容
危機管理マニュアルについては、災害時の災害弱者への対応が考慮されていないことなどから、誰がどのように行動するか役割分担をより明確にしたマニュアルを作成し、利用者に分かるような周知方法の検討を要望する。	・危機管理マニュアルの見直し、改善を図った。 ・各スタッフの災害時の行動、役割分担を明確に改善した。 ・避難経路図は既に館内に掲示済。 ・今後も機会あるごとに危機管理マニュアルを修正していく予定。